

# いちご桜保育園 重要事項説明書

令和 6年 4月 1日

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 なないろ会
代表者氏名	理事長 三須 亜由美
法人の所在地	埼玉県さいたま市南区内谷6丁目7番10号—4
法人の電話番号	048-711-2300
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

## 2 事業の目的

児童福祉法に基づき乳児及び幼児の保育事業を行う。

## 3 運営方針

- 1) 地域福祉に貢献し、安心して利用できる施設を目指し運営にあたる。
- 2) 保育園に通うすべての利用者の人権・人格を尊重し支援にあたる。
- 3) 法令及び社会的規範を遵守し、情報開示を積極的に行い公正で透明な運営を目指す。

## 4 保育園の概要

名称	いちご桜保育園
所在地	埼玉県さいたま市桜区田島3丁目6番7号
電話番号	048-839-1717 【保育園携帯電話及びアドレス】 080-4193-8338      ichigo-sakura@softbank.ne.jp
法人創立年月日	平成 17年 1月 4日
事業認可年月日	平成 17年 4月 1日
施設長氏名	大塚 弘美
入園定員(年齢別)	0歳児:7名      1歳児:10名      2歳児:10名      3歳児:11名 4歳児:11名      5歳児:11名      【 合計 60名 】
職員数	24名
保育事業の種類	生後43日から就学前までの乳幼児月極保育、地域子育て支援事業
損害賠償保険への加入	1、保育園賠償責任保険(社会福祉事業者総合保険) 2、災害共済給付(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
職員への研修の実施状況	キャリアパス計画表を基に、職員の資質向上を図り質の高い保育を安定的に供給するため全職員に実施
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的の実施し公表している
第三者評価	平成23年度に実施
嘱託医	【小児科医】 手塚徹医師      【歯科医】 草地祥貴医師

## 5 保育を提供する日、保育を提供する時間

開園日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	午前7時30分から午後7時30分まで ※土曜日は午前7時30分から午後4時30分まで	
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)	
保育標準時間	保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時30分まで ※月に複数回(週に1回以上)ご利用された場合は、翌月から月極めの延長申請をお願いすることがあります。
保育短時間	保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
	延長保育時間 ※土曜日は行って おりません。	午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後7時30分 ※早朝の延長利用はやむを得ない場合のみご利用いただけます。 事前にご相談ください。

## 6 提供する保育の内容

- ① 特定教育・保育の提供
- ② 上記「5」に記載する時間における保育の提供
- ③ 体操、音楽を取り入れた保育の提供(2号認定)
- ④ 医療的ケア児保育の提供
- ⑤ 一時預かり保育の提供
- ⑥ 障害児保育の提供
- ⑦ 延長保育の提供

## 7 職員体制 (令和 6年 4月 1日現在)

職名	人数	職務の内容
園長	1人	園務を司り、所属職員を監督する
主任保育士	1人	園長を補佐し、職員を支援し、保育管理を行う
副主任保育士	1人	主任を補佐し、保育に従事する
保育士	14人	乳幼児の保育、保育に関する書類作成
看護師	2人	医療的ケア児の保育、その保育に関する書類作成
事務員	1人	保育運営に関わる事務業務全般
用務員 保育補助者	4人	園内の環境整備等および保育補助業務全般
嘱託医	2人	「てづかこどもクリニック」 手塚徹 医師 さいたま市南区四谷3-5-3 TEL:048-838-9075 「草地歯科田島診療所」 草地祥貴 医師 さいたま市桜区田島5-23-15 TEL:048-863-8681
管理栄養士	1人	株式会社メフォス
栄養士・調理員	2人	株式会社メフォス
体操指導	1人	(株)総合体育研究所埼玉 大河戸卓 講師

8 年間行事予定 (保護者参加行事 ) 都合により変更になる場合もあります

月	行事内容
4月	入園式 保護者会・クラス懇談会 新入・進級を祝う会
5月	こどもの日のお祝い 内科検診 保育参観 消防署合同訓練(火災)
6月	歯科検診 埼玉県警防犯指導 うんどうかい
7月・8月	プラネタリウム遠足(ぶどう組) 七夕 高齢者施設訪問(ぶどう組) 水遊び にじいろまつり(父母会主催)
9月	引き取り訓練 敬老の日のお祝い お月見会
10月	いもほり親子遠足(幼児クラス)
11月	ピクニックランチ(ぶどう組) 内科検診 七五三のお祝い
12月	はっぴょうかい もちつき クリスマス会
1月	高齢者施設訪問(ぶどう組) 消防署合同訓練(火災⇒地震) クラス懇談会
2月	節分・豆まき 埼玉県警交通安全指導 親子遠足(ぶどう組)
3月	ひなまつり 卒園式(ぶどう組)

【毎月の設定保育】 体操指導(幼児クラス) ※専門講師により実施  
保健指導(全園児) 食育指導(全園児) 音楽指導(ぶどう組)

【毎月実施のもの】 身体測定 避難訓練(火災・消火) 誕生会 布団熱風乾燥  
※地震、水害、竜巻による避難訓練と防犯訓練やJアラート訓練も定期的に実施

【幼児クラスによる地域交流会】 高齢者施設交流、埼玉県警察等の機関との連携 他

【保護者による保育参加など】 希望制で随時開催します

9 給食について

園の給食について	<p>・「食べることは生きること」食事は健康でいきいきと生活するために欠かすことができないものです。令和2年度より「株式会社メフォス」(さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ウイング4階)に給食業務を委託しております。委託会社と保育園とで情報の共有を図り、今後もより一層安心安全な給食の提供を行って参ります。</p> <p>・行事等によってはお弁当の持参をお願いする日もあります。</p> <p>・保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。</p>					
アレルギー等への対応 (除去食・代替食の対応)	<p>アレルギーの疑いがある場合は「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をお渡しします。主治医に記載していただいた上で保育園にご提出ください。指導表をもとに園長と保護者の方とでアレルギー対応について面談を行い対応について決定します。</p>					
食事の提供時間		午前おやつ	給食	午後おやつ	夜間軽食	
	0歳児	離乳食		10時45分	2時45分	6時35分 (延長保育利用者)
		完了食	9時10分	10時45分	3時10分	
		普通食	9時10分	10時45分	3時10分	
	1歳児	9時10分	10時45分	3時10分		
	2歳児	9時10分	11時00分	3時10分		
	3歳児		11時15分	3時10分		
	4・5歳児		11時30分	3時10分		

## 10 緊急時の対応

お預かりしているお子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者の指定する医療機関、または保育園近隣の医療機関(てづかこどもクリニック、草地歯科田島診療所、おちあい脳クリニック、原医院、西浦和整形外科、三愛病院、塚越クリニック)等へ連絡を取り、受診する等の措置を講じます。同時に保護者への緊急連絡も速やかに行います。

※救急車を要請した場合は上記以外の医療機関への搬送もあります。

※お仕事の都合でその日の緊急連絡先が変更になる場合は必ず保育園にお知らせいただくと同時に、連絡の取れる代替りの連絡先をお知らせください。

## 11 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該園児の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 園児への虐待行為の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、保護者の方の承諾を得ることなく速やかに関係機関に通告します。
- (3) 虐待の防止、虐待の早期発見のための知識と技術を習得するために、職員を毎年それらに関する研修に派遣(受講)しています。

## 12 保護者と保育園の連絡について

- (1) 「ICTシステム」を利用して登降園管理、連絡帳やおたより等の配信を行います。ご不明なことがありましたら随時保育園までお問い合わせください。
- (2) 毎月1回、園だより兼クラスだより、給食だより、献立表(離乳食・普通食・アレルギー食)、保健だよりを配信します。ご確認ください。

## 13 健康面について (内科検診、歯科検診、身体測定)

全園児	<ul style="list-style-type: none"><li>・年3回、嘱託医が検診します。(内科検診2回、歯科検診1回)</li><li>・検診の結果については、発達の記録表に記載し、診断結果通知書でご家庭にお知らせします。欠席等で受診できなかった場合は、保育園で発行した「検診受診票」を持参の上、ご都合を付けて受診いただき、後日受診票を保育園までご提出ください。</li><li>・毎月1回、身長・体重の測定を行います。こちらの結果についても発達の記録表に記載します。またご家庭へも個別にお知らせします。</li></ul>
その他	お子さまの日頃の様子でご心配なことがありましたら、随時保育園にご相談ください。

## 14 保護者の実費負担について

実費でご負担いただく項目および金額は下記の通りとなります。令和4年1月より現金徴収を廃止し、ゆうちょ銀行の自動払込にてお支払いをお願いしております。払込手数料(1回につき10円)のご負担をお願いいたします。また、給食費と月極延長料金を除いた毎月定額で徴収する項目(オムツ処理代、布団乾燥代)につきましては、払い込みの回数(毎月払い・半年払い・年払い)を事前に保護者の方にお選びいただいております。

- (1) 幼児クラスでは給食費として毎月7,500円を(主食代3,000円、副食代4,500円)ご負担ください。  
※保育園では食物アレルギー代替食以外の食品の持ち込みはできません。

- (2) ご希望の方のみ紙オムツの処分を保育園で行います。別途申請書にてお申し込みの上毎月350円をご負担ください。※一年単位での申請となります。年度途中でオムツが外れた場合はご相談ください。
- (3) 月に一回、布団の熱風乾燥を行います。200円をご負担ください。
- (4) 延長保育料について  
 ①月極め延長は月額4,000円 ②単発延長は10分100円  
 ※月に複数回で単発延長をご利用された場合は翌月から月極め延長申請をお願いすることがあります。  
 ③午後7時30分以降(30分ごとに500円)※午後7時30分以降の延長保育は行っておりません。
- (5) 個人持ちの保育用品は購入希望者に限り保育園で注文いたします。(個人購入品一覧表参照)
- (6) いもほり遠足(1株200円、電車、バス代)や、ぶどう組(園児のみ)のプラネタリウム遠足(往復電車代)、ぶどう組のお別れ遠足(8,000円程度)では実費分のみご負担ください。
- (7) 災害共済給付(独立行政法人日本スポーツ振興センター)の掛金として365円をご負担ください。
- ※ 父母会活動において会費等の徴収があります。

## 15 保育園のご利用に際し留意していただくこと

登園時間	9時までの登園にご協力ください。 9時30分までに登園されていない場合は、保育園より連絡を入れさせていただきます。
欠席・遅刻の連絡	欠席等の連絡は、午前8時30分から午前9時の間に、はいチーズかお電話にて保育園までお知らせください。TEL:048-839-1717 (繋がらない場合は保育園の携帯電話へお願いします → 080-4193-8338)
お迎えが遅れる場合	原則として午後6時30分までのお迎えをお願いしています。緊急等でお迎えが遅くなる場合には必ず電話連絡をお願いします。
毎朝の検温と体調の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お子様の体調を確認するため、毎朝ご家庭での検温をお願いします。</li> <li>・登園時に体調不良が疑われる場合は、その場で職員が検温を行います。</li> </ul> <p>※熱がない場合でも、下痢や嘔吐等の症状がある場合には、ご家庭での療養をお願いすることもあります。(解熱剤や下痢止めを服用しての登園はお控えください)</p> <p>※ご家庭において、①体温 ②機嫌の良し悪し ③食欲の有無 ④排便の状態など、お子さまの様子がいつもと異なっていないか確認してください。</p> <p>※38℃以上の熱が出た場合、発熱から24時間はご自宅において療養いただくことが望ましいでしょう。(厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より)</p> <p>療養後の登園再開の目安は、①24時間以内に解熱剤を使っていない、②24時間以内に38℃以上の熱がない、③食事や水分が摂れている、④熱が37.5℃以上ないこと、⑤全身状態がよいこと、となっています。</p>
感染症について	<p>1、麻疹(はしか)、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎等の学校保健法で指定の感染症に罹患された場合は登園停止となります。また登園の際は医師記載の治癒証明書の提出が必要となります。</p> <p>2、上記以外の疾病(インフルエンザ、新型コロナウイルス、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、突発性発疹、RSウイルス感染症、アデノウイルス)においては、登園届に保護者が記入し、登園の際にご提出ください。</p>



保育園で発熱した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園後に保育園で発熱した場合は、お迎えの連絡をさせていただきます。熱に限らずお子さまの様子がいつもと違い、体調が悪いと思われる場合(咳・鼻水・下痢・嘔吐等)においてもお迎えをお願いする場合があります。</li> </ul>
与薬について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・与薬は医療行為にあたるため、原則として保育園では行っておりません。ただし、どうしても必要な場合に限り、医師の処方を受けた薬のみお預かりし、昼食後に与薬します。(飲み薬、塗り薬、目薬 等)</li> <li>・お薬依頼表に必要事項をご記入いただき1回分に分け、ジップロック等の入口が閉まる袋に入れ、記名の上お持ちください。(各薬・容器・袋には必ず記名してください。) ※薬局からいただいた薬の説明書も併せてお入れください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障の原因となりますので門扉の開け閉めは保護者の方が行ってください。(門扉の開錠・施錠のボタンも保護者の方が行ってください。)</li> <li>・近隣の方への配慮として、降園後は保育園近辺(駐車場)でお子さまを遊ばせることのないようご協力ください。保護者の方の立ち話もご遠慮ください。</li> <li>・保育園敷地内(駐車場合)は全面禁煙となっております。</li> <li>・送迎の際、自転車や自動車は、必ず保育園指定の場所にお停めください。 ※駐車場は4台お停めいただけます。必ず前向き駐車をお願いします。</li> </ul>

## 16 自然災害や感染症等の流行における対応について

自然災害や感染症等の流行のおそれがある場合においては、臨時休園もしくは保育時間の短縮等のお願いをすることがあります。

※「災害時等における臨時休園等のガイドライン」に詳しく記載してあります。

- (1) 台風等において「警戒レベル3以上」が発表された場合。  
※警戒レベル3で近隣の避難所が開設され高齢者等の避難開始となります。
- (2) JR等、公共の交通機関が計画運休を発表した場合。
- (3) 電気、ガス、水道等のライフラインが遮断され復旧の目処が立たない場合。
- (4) 新型コロナウイルス等による感染症流行のおそれがあると判断した場合。
- (5) 上記以外での緊急事態になった場合。

お子さまや保護者の皆様の安全を第一に考慮しておりますが、職員への安全配慮の措置でもありますことを何卒ご理解ください。

## 17 児童の安全を確保するための取り組みについて

- (1) 施設内・外設備の安全点検の実施
- (2) マニュアル等の策定と共有(職員および保護者)
- (3) 実践的な訓練や研修の実施
- (4) 再発防止策の徹底および周知

## 18 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画作成	(変更)届出書、さいたま市桜消防署 平成17年2月7日届出【本館】 令和5年3月10日届出【新館】
防火管理者	園長 大塚 弘美
避難訓練・防犯訓練・防災訓練	年間計画を策定し、火災および地震、竜巻、風水害、不審者侵入を想定した避難訓練を実施しています。 (火災による避難訓練は毎月実施、地震による避難訓練は年6回実施、その他は年2回以上実施)
防災設備	非常警報設備、自動火災報知機、誘導灯、避難滑り台、消火器、防火扉
防犯設備	非常通報装置 : 正門電気錠、防犯カメラ12台
避難場所	第1避難場所 : 第2園庭 第2避難場所 : 田島公民館

※保育園の警備システム : (株)セコム

## 19 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

### 【いちご桜保育園 相談・苦情対応】

相談・苦情受付担当者 鈴木 紀子 (主任保育士)

相談・苦情解決責任者 大塚 弘美 (園長)

### 【第三者委員】

押切雅代(民生委員) 氏 さいたま市桜区田島2-8-6

TEL 048-839-2302

吉岡洋子 氏 さいたま市桜区田島9-23-10

TEL 048-862-5905

### 【受付方法】

面接・文書・電話などの方法で相談

## 20 個人情報の保護に関する基本方針

- ・当園の職員に対しては個人情報保護のための教育を定期的に行っています。
- ・業務上知り得た園児及びその保護者の情報を厳重に管理し秘密を保持します。退職後も同様に秘密を保持します。

## 21 カスタマーハラスメントの防止

- ・子ども、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育、教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。
- ・外部講師による教職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

・以下のようなカスタマーハラスメントが発生し、十分な保育、教育提供が困難と判断した場合、退園となることがあります。

1 身体的な攻撃

・教職員に向かって物を投げたり、突き飛ばしたりした場合。

2 精神的な攻撃

・人格を否定するような言動を行った場合。

・侮辱的な言動を行った場合。

・長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責した場合。

・事実ではない事柄や事実かどうか不明な内容を口コミやSNSなどで拡散した場合。

3 過大な要求

・当園が提供できない保育、教育の提供を強いた場合。

4 個の侵害

・保育、教育に関係の教職員のプライベート情報（住所、学歴、家族構成など）を聞き出そうとした場合。